

※入札公告を必ず確認してください。(海老名市ホームページに掲載しています)

入札案件概要書 (コンサル)

契約番号 : 7415

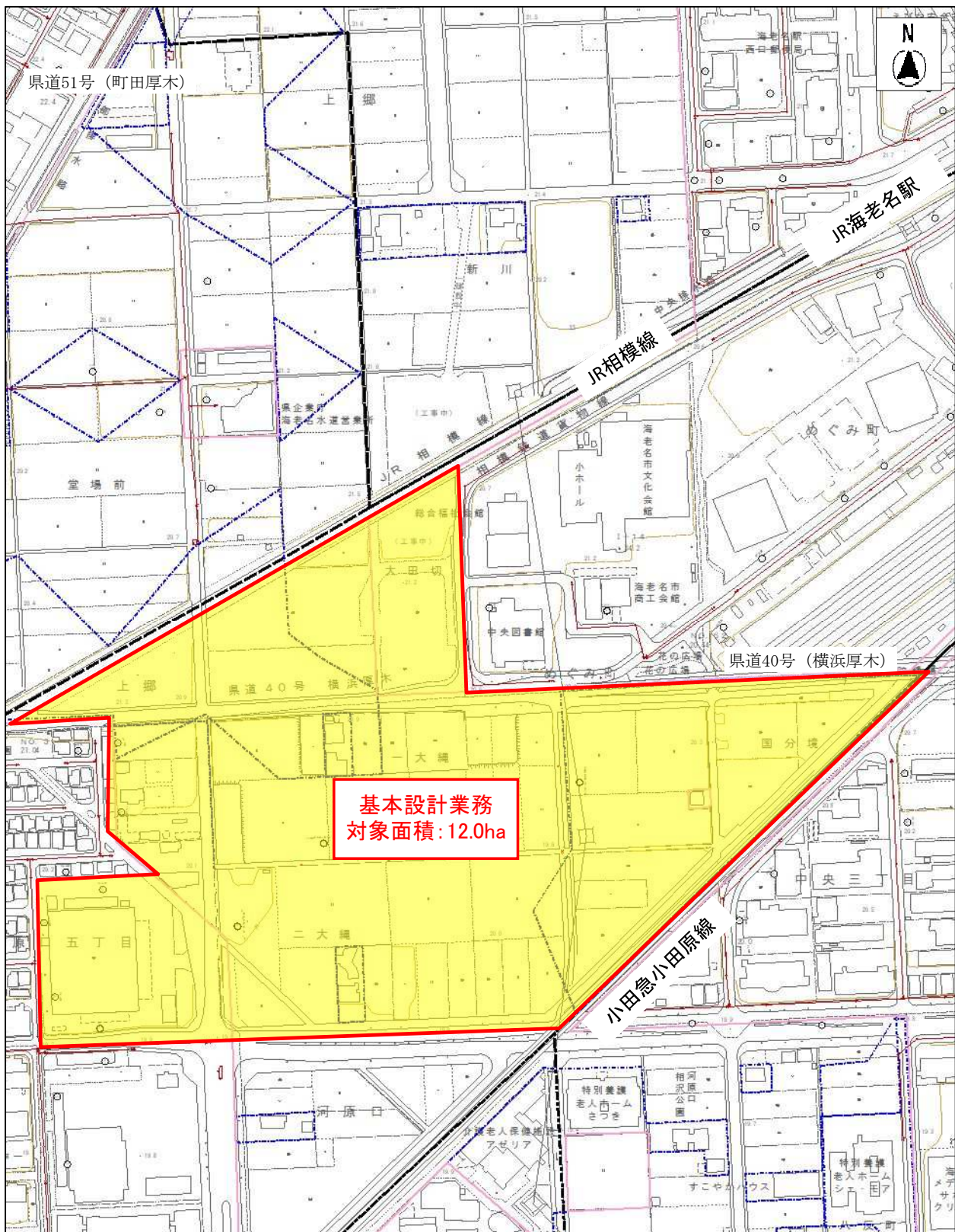
件 名	公共下水道 21 分区基本設計業務委託	
履行場所	海老名市 河原口六丁目ほか 地内	
期 間	令和 7 年 6 月 26 日 ~ 令和 8 年 1 月 30 日	
契約の内容等	別紙 仕様書等 のとおり	
予定価格	8,690,000 円 (税込)	7,900,000 円 (税抜)
最低制限価格	有り (開札後算定型) 詳細は海老名市最低制限価格等取扱基準及び入札説明書等を参照してください。	
落札候補者の入札金額が、調査基準価格 (50%) 未満の場合 ※ただし、予定価格 (税込) 100 万円以下の案件は除く。	低入札履行確認調査を実施します。詳細は低入札による履行確認調査取扱基準を参照してください。 契約締結にあたっての制限等 ○ 前払金額の制限 契約金額の 15% 以内 (海老名市契約規則により、前払金が適用となる場合に限ります。) ※前払金の上限金額は 5,000 万円以下 ○ 業務主任者及び管理技術者の他案件 (本市入札案件) との兼任不可 契約保証 契約金額の 30% 以上に相当する次のいずれかの手続きが必要です。 ※現金納付及び実績による免除はありません。 (ア) 金融機関又は保証事業会社の保証 (イ) 公共工事履行保証証券による保証 (履行ボンド) (ウ) 履行保証保険契約の締結 (定額てん補)	
入札方法等	条件付一般競争入札 (電子入札)	
質疑 (仕様等に関する事項)	所定の書式により、FAX で受け付けます。 電子入札システムの機能は使用しないでください。	

参加条件	営業種目	318 下水道	
	発注区分 区分の詳細は入札公告で確認してください。	第 4 区分	第 1・第 2 区分の入札に初めて参加する場合は、営業実態調査票及び認定書の写しを提出してください。
	その他の要件	○管理技術者及び業務主任者は、次のいずれかの資格を有すること。 ・技術士(総合技術監理部門ー上下水道ー下水道) ・技術士(上下水道部門ー下水道) ・RCCM(下水道) ※土木設計業務の場合、管理技術者と業務主任者は兼ねることができません。 業務主任者は、技術上の照査も併せて行う者を配置すること。	
	落札数制限	なし	
配置技術者について		本案件に配置する技術者等は、同じ開札日の他の案件に配置できません。	
事前提出書類 (システム添付)		なし	
落札候補者が提出する書類 (FAX046-232-6574)		開札後、落札候補者は次の書類を F A X で提出してください。 (落札候補者決定の翌開庁日午前 10 時まで。詳細は開札後 FAX で通知します。) ○委託業務主任者等選任届 及び 資格等 及び 3 ヶ月以上の雇用を確認できる書類 (雇用確認の書類は、原則として健康保険被保険者証の写し) ※健康保険被保険者証の写しを提出する場合は、被保険者等記号・番号及び保険者番号 (3 箇所) にマスキング(黒塗り)をして提出してください。	

案 内 図

公共下水道21分区基本設計業務委託

海老名市 河原口六丁目ほか 地内



公共下水道 21 分区基本設計業務委託

仕様書

〔1〕一般仕様書

第1章 総則

1.1 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は、本仕様書に基づいて、特記仕様書に示す委託対象地域の効率的な污水管路計画を策定するために必要な図書を作成することを目的とする。

1.2 一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の責務

受注者は、業務を行うに当っては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1.8 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当って、発注者の契約約款に定める書類を提出しなければならない。なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。

1.9 管理技術者および技術者

- （１）受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- （２）業務主任者は、技術士（総合技術監理部門（下水道））または技術士（上下水道部門（下水道））またはシビルコンサルティングマネージャー（下水道部門）の資格を有するものとし、業務の全般にわたる管理及び照査を行わなければならない。

(3) 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道））または技術士（上下水道部門（下水道））またはシビルコンサルティングマネージャー（下水道部門）の資格を有するものとし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。

(4) 受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1.10 工程管理

受注者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.11 成果品の審査及び納品

(1) 受注者は、成果品完成後に海老名市の審査を受けなければならない。

(2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。

(3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、海老名市の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

(4) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.12 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき、または協議を受けたときは、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.13 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1.14 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項については、海老名市と受注者の協議のうえ、これを定める。

第2章 調査

2.1 資料の収集

業務上必要な資料、地下埋設物及びその他の支障物件（電柱、架空線等）については、関係官公署、企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

2.2 現地踏査

特記仕様書に示された設計対象区域について踏査し、地勢、土地利用、排水区界、道路状況、水路状況等現地を十分に把握しなければならない。

2.3 地下埋設物調査

特記仕様書に示された設計対象区域について、水道、下水道、ガス、電気、電話等地下埋設物の種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料と照合し、確認しなければならない。

第3章 設計一般

3.1 打合せ

- (1) 業務の実施に当って、受注者は監督員と密接な連絡を取り、その連絡事項をそのつど記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。
- (2) 設計業務着手時及び設計業務の主要な区切りにおいて、受注者と海老名市は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

3.2 設計基準等

設計に当っては、本仕様書第7章参考図書に基づき、設計を行う上でその基準となる事項について海老名市と協議の上、定めるものとする。

3.3 設計上の疑義

設計上疑義の生じた場合は、監督員と協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

3.4 設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

3.5 事業計画図書の確認

受注者は、第2章調査の各項の調査等と併せて、設計対象区域にかかる事業計画図書の確認をしなければならない。

3.6 参考資料の貸与

海老名市は、業務に必要な下水道事業計画図書、測量、土質調査資料、在来管資料、道路台帳、地下埋設物調査の資料を所定の手続によって貸与する。

3.7 参考文献等の明記

業務に文献、その他資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

第4章 設計細則

4.1 設計図の作成

主要な設計図は、下記により作成することとし、図面完成時には、監督員の承認を受けなければならない。

(1) 位置図

位置図（ $S=1/10,000 \sim 1/30,000$ ）は地形図に設計区域を記入する。

(2) 区画割施設平面図

区画割施設平面図（ $S=1/2,500$ ）は、事業計画において作成した区画割図面に基づいて枝線の区画割を行い、設計区域の区間番号、形状、管径、勾配、区間距離、区画の面積及び幹線・排水区の名称を記入すること。

(3) 縦断面図

縦断面図（ $S = \text{縦 } 1/100$ 、 $\text{横 } 1/2,500$ ）は、区画割施設平面図と同一記号を用いて次の事項を記入すること。

管渠の位置、平面図との対照番号、形状、管径、勾配、区間距離、地盤高、管底高、土被り及び河川、鉄道、国県道等及び地下埋設物の位置と名称、位置・形状、寸法等、処理区等の名称を記入すること。

（４）流量計算表

流量計算表は、事業計画において作成された流量表に基づいて、管渠の断面、勾配を決定し、起終点の管底高、地盤高、土被り、流入管記号を記入すること。また地下埋設物の影響を考慮して管底高を決定すること。

（５）概略構造図

概略構造図（ $S=1/50 \sim 1/100$ ）は次の要領で作成する。

次のような特殊構造のものは、縦断面図と同一記号を用いて図面を作成する。

特殊なマンホール、伏越等特に構造図を必要とするものについて概略の形状図を作成する。

4.2 概略工法検討

概略工法検討業務は、設計対象路線の管路布設工法（開削、推進、シールド）の選定を行うものである。ただし、個所別詳細な工法の検討は詳細設計で行うものとする。

4.3 報告書

報告書は、当該設計に係るとりまとめの概要書を作成するものとし、その内容は、位置、設計の目的、調査・計画の概要、設計計画、概略工法検討等を集成すのものとする。

第5章 照査

5.1 照査の目的

受注者は業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

5.2 照査の体制

受注者は、遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

5.3 照査事項

受注者は設計全般にわたり、以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

- （１） 基本条件の確認内容について
- （２） 比較検討の方法及びその内容について
- （３） 設計計画（設計方針及び設計手法）の妥当性について
- （４） 計算書（流量計算表等をいう。）について
- （５） 計算書と設計図の整合性について

第6章 環境配慮

6.1 配慮項目

本作業を行うにあたり、「海老名市環境方針」を遵守し、次のことに配慮すること。

- (1) 報告書の用紙は再生紙を使用するように努めること。
- (2) 報告書の作成部数は無駄がないように最低限の部数とする。
- (3) 現地調査等で車両を利用する場合は、作業効率を考慮し車両の使用回数を控えるように検討すること。
- (4) 報告書は可能な限り電子情報での提出とする。
- (5) 調査等に使用する車両は、環境に配慮した車両の使用に努めること。
- (6) 業務使用時にＯＡ機器等、電力を使用する場合は節電に努めること。

第7章 提出図書

7.1 提出図書

提出図書は次項により、提出しなければならない。

7.2 実施設計関係提出図書

図書名	縮 尺	形状寸法・提出部数
(1) 位置図	1/10,000 ～ 1/30,000	白焼き 1 部
(2) 区画割施設平面図	1/2,500	〃
(3) 縦断面図	縦 1/100、横 1/2,500	〃
(4) 流量計算表		A 4 1 部
(5) 概略構造図	1/50 ～ 1/100	白焼き 1 部
(6) 概略工法検討書		A 4 1 部
(7) 報告書		〃
(8) 打合せ議事録		〃
(9) その他参考資料（地下埋設物調査資料他）		原稿一式
(10) 上記電子データ		C D 1 部

第8章 参考図書

8.1 準拠すべき図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- (2) 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- (3) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会）
- (4) 下水道管路施設設計の手引（日本下水道協会）
- (5) 下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）
- (6) 下水道施設耐震計算例－管路施設編（日本下水道協会）
- (7) 下水道推進工法の指針と解説（日本下水道協会）
- (8) 下水道マンホール安全対策の手引き（案）（日本下水道協会）
- (9) 水理公式集（土木学会）
- (10) コンクリート標準示方書（土木学会）
- (11) トンネル標準示方書（シールド工法編）・同解説（土木学会）
- (12) トンネル標準示方書（山岳工法編）・同解説（土木学会）
- (13) トンネル標準示方書（開削工法編）・同解説（土木学会）
- (14) 道路技術基準通達集（国土交通省）
- (15) 道路構造令の解説と運用（日本道路協会）
- (16) 道路土工－仮設構造物工指針（日本道路協会）
- (17) 道路土工－擁壁工指針（日本道路協会）
- (18) 道路土工－カルバート工指針（日本道路協会）
- (19) 共同溝設計指針（日本道路協会）

8.2 上記以外の図書

上記以外の図書に準拠する場合は、あらかじめ海老名市の承諾を受けなければならない。

〔2〕特記仕様書

1. 特記仕様書の適用範囲

本仕様書は、「業務委託一般仕様書」の第 1 章の 1 および 2 に定める特記仕様書とし、本仕様書に記載されていない事項は、前記一般仕様書による。

2. 業務の目的

本業務は、神奈川県事業下今泉門沢橋立体交差事業に関連する污水管渠の移設検討を含め、第 8 回線引き見直しを見据えた污水管渠整備の基本設計業務を実施するものです。

3. 対象区域（別紙委託箇所図のとおり）

対象面積 $A = 20$ ha 未満（面積補正率 0.551）

4. 適用歩掛・適用単価

適用歩掛：令和 6 年 7 月

適用単価：令和 7 年 4 月

令和 7 年 度

公 共 下 水 道 2 1 分 区 基 本 設 計 業 務 委 託 設 計 書

委 託 番 号	歩掛R6-07、単価R7-04	施 工 年 度	令和 7 年度
委 託 名 称	公共下水道21分区基本設計業務委託		
委 託 場 所	海老名市 河原口六丁目ほか 地内		
施 工 主	海老名市	委託概要 設計業務 1 管路施設実施設計業務（基本設計） 12.0ha	
設 計 区 分	下水道設計		
分 区 名	21分区		
履 行 期 間	令和 7年 6月 26日 ～ 令和 8年 1月 30日		
委 託 日 数	219 日		
部 課 名	まちづくり部下水道課		
積 算 担 当	管路施設係		
合 計 額			
委 託 価 格			
消費 税 相 当 額			

内 訳 書

工 事 区 分	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
費	委託費							
	設計委託業務				1			
		直接人件費（設計委託）		式	1			A- 1号内訳書
直接経費（設計委託）								
		旅費交通費（設計委託）		式	1			A- 2号内訳書
		電子成果品作成費（設計委託）		式	1			
直接原価（設計委託）								
		間接原価（設計委託）		式	1			
業務原価（設計委託）								
		一般管理費（設計委託）		式	1			
設計委託業務費計								
業務委託価格								
消費税相当額								

内 訳 書

[illegible]

間 接 費 明 細 書

設 計 条 件					
直接人件費(測量)					
直接人件費(一般調査)					
直接人件費(解析調査)					
直接人件費(設計委託)					
電子成果品作成費	土木設計(概略・予備・詳細)／下水道設計(施設)				

算 出 基 礎					
旅費交通費(設計委託) = 直接人件費 × 率 = × % = 電子成果費(設計委託) = 率 × 対象額 × 率 = × (千円) = 対 象 額 = 直接人件費 = 間接原価(設計委託) = 対象額 × 率 = × % = 対 象 額 = 直接人件費 = 一般管理費(設計委託) = 業務原価 × 率 = × % =					

A- 1号		直接人件費（設計委託）					1式当たり	内訳書	
名 称		規 格		単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
管路施設実施設計（基本設計）		分流式(汚水のみ)、対象面積 20ha未満		業務	1			C- 1号単価表	
計									

C- 1号		管路施設実施設計（基本設計） 分流式(汚水のみ)、対象面積 20ha未満					1業務当たり	単価表
名	称	規	格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
管路施設実施基本設計（汚水のみ）	調 査（資料収集）			業務	1			C- 2号単価表
管路施設実施基本設計（汚水のみ）	調 査（現地踏査）			業務	1			C- 3号単価表
管路施設実施基本設計（汚水のみ）	調 査（地下埋設物調査）			業務	1			C- 4号単価表
管路施設実施基本設計（汚水のみ）	調 査（公私道調査）			業務	1			C- 5号単価表
管路施設実施基本設計（汚水のみ）	設計計画			業務	1			C- 6号単価表
管路施設実施基本設計（汚水のみ）	流量断面計算			業務	1			C- 7号単価表
管路施設実施基本設計（汚水のみ）	概略工法検討			業務	1			C- 8号単価表
管路施設実施基本設計（汚水のみ）	図面作成			業務	1			C- 9号単価表
管路施設実施基本設計（汚水のみ）	照 査			業務	1			C- 10号単価表
報告書作成（基本設計）				業務	1			C- 11号単価表
設計協議（基本設計）				業務	1			C- 12号単価表
計								

C- 2号

1業務当たり

单価表

管路施設実施基本設計（汚水のみ）

調 査 (資料収集)

[illegible]

C- 3号

1業務当たり

单侧表

管路施設実施基本設計（汚水のみ）

調査（現地踏査）

[illegible]

C- 4号

1業務当たり

单価表

管路施設実施基本設計（汚水のみ）

調 査（地下埋設物調査）

[illegible]

C- 5号

1業務当たり

单価表

管路施設実施基本設計（汚水のみ）

調 査（公私道調査）

[illegible]

C- 6号

1業務当たり

单価表

管路施設実施基本設計（汚水のみ）

設計計画

[illegible]

C- 7号

1業務当たり

单価表

管路施設実施基本設計（汚水のみ）

流量断面計算

[illegible]

C- 8号

1業務当たり

单価表

管路施設実施基本設計（汚水のみ）

概略工法検討

[illegible]

C- 9号

1業務当たり

单価表

管路施設実施基本設計（汚水のみ）

図面作成

[illegible]

C- 10号

1業務当たり

单価表

管路施設実施基本設計（汚水のみ）

照 查

[illegible]

C- 11号

1業務当たり

单価表

報告書作成（基本設計）

[illegible]

C- 12号		設計協議（基本設計）					1業務当たり	単価表					
名	称	規	格	単	位	数	量	単	価	金	額	摘	要
設計協議（管路施設実施基本設計）		第 1 回打合せ		業務		1						C- 13号単価表	
設計協議（管路施設実施基本設計）		中間打合せ		回		3						C- 14号単価表	
設計協議（管路施設実施基本設計）		最終打合せ		業務		1						C- 15号単価表	
計													

C- 13号

1業務当たり

单価表

設計協議（管路施設実施基本設計）

第1回打合せ

[illegible]

C- 14号

1回当たり

单価表

設計協議（管路施設実施基本設計）

中間打合せ

[illegible]

C- 15号

1業務当たり

单価表

設計協議（管路施設実施基本設計）

最終打合せ

[illegible]